



2011年(平成23年)5月23日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市廃棄物減量等推進審議会
会 長 小林 康彦



逗子市の事業系廃棄物の処理のあり方及び処理手数料等の適正化
について(答申)

平成22年8月20付け、諮問第9号で諮問を受けた、事業系廃棄物の収集・
処理のあり方及び処理手数料等の適正化について、別添のとおり答申いたしま
す。

「逗子市の事業系廃棄物の処理のあり方及び処理
手数料等の適正化について」答申書

平成 23 年 5 月

逗子市廃棄物減量等推進審議会

－ 目 次 －

はじめに

1. 事業系ごみに係る現状と課題

(1) 事業系ごみの処理、主に収集・運搬についての現行制度と課題

(2) 事業系ごみの排出者の現状

(3) 中間処理及び最終処分における現状と課題

2. 事業系ごみの扱いについての基本原則について

(1) 事業者責任による廃棄物処理原則の徹底を図ることについて

(2) 市による事業系ごみの収集・運搬について

(3) 市の事業の対象とできる産業廃棄物について

(4) 収集・運搬における許可業者の活用について

(5) 事業系ごみを市が中間処理及び最終処分を行う場合の費用負担のあり方について

(6) ルール違反を出さない方策の検討

参考資料 市が収集・運搬・処分する事業系ごみについての中間報告での考え方

はじめに

我が国のごみ処理は、狭小な国土の清潔を保つため、主に焼却による減容化・安定化を引き続き標榜しつつ、地球規模での環境保全対策における関わりの大きさから、天然資源の消費の抑制や温室効果ガスの低減という新たな課題に取り組むこととなりました。

第2次循環型社会形成推進基本計画では、「循環型社会」「低炭素社会」「自然共生社会」をキーワードに「持続可能な社会」を築き上げるとしています。

逗子市のこれまでのごみの減量化・資源化に向けた取り組みを評価しつつも、一部で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など廃棄物に係る現行諸法の改正・制定に見合った例規が整備されていないことから、拠るべき法的根拠を明確化し、それぞれの主体が自らごみの減量化・資源化を推進するよう例規を整備する必要があります。

特に、市全体のごみの減量化・資源化を進めるに当たって、これまで曖昧となっていた事業系ごみの適正処理を法の趣旨に基づき厳格化していくことが逗子市の今後のごみ処理にとって大きな意味を持つこととなります。

既に県内の多くの市では、事業系ごみは市の収集・運搬から基本的には排除されていますが、逗子市においても事業者自らの責任による処理原則に改めるべきです。

そのためには、まず、事業系ごみに係る定義を明確化することで、排出抑制へ向けて事業者の意識自体を変えていくことが必要となります。

その上で、逗子市の現行制度のうち、事業系ごみに係る従量制手数料制度が、この処理原則を曖昧にしている取り扱いであることからこれを廃止し、また、中間処理及び最終処分に係るごみ処理手数料等を、一般廃棄物（し尿を除く）と産業廃棄物それぞれに対する考え方に基づき原価に見合う適正な水準に改定すべきであると考えます。

1. 事業系ごみに係る現状と課題

(1) 事業系ごみの処理、主に収集・運搬についての現行制度と課題

廃棄物の処理に係る基本条例である逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号。以下「条例」という。）において、廃棄物の処理に関して、市、事業者及び市民それぞれの責務と相互協力をうたっています。この中で、事業者の責務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の自己処理の原則を受け、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めています。

また、一般廃棄物であるごみは、実態として家庭系、事業系に区分し取り扱いを定め、事業系についても市がその処理をできるとし、市の施設への自己あるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者による搬入を想定しつつ、条例別表第1に、「事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき」として市による収集・運搬も認め、一定量以上については手数料を規定し、徴収しています。ただし、後に記述するように、この手数料を納付する制度を利用する事業者は、現状においてはかなり少数にとどまっています。

市が規定する事業系一般廃棄物（ごみ）の市による収集・運搬・処分に係る手数料は、以下の表に示すように、月平均 300kg 以下が無料（＝家庭系と同じ扱い）、300kg 超 1,500kg 以下は 3 段階で月額定額制となり、1,500kg 超からは 12 円/kg の従量制を採用しています。この手数料は、収集・運搬・処分に係る手数料としながら、その単価は定額制の場合 1kg 当たり 3 円から 6 円弱となり、処分のみの手数料に相当する「市長の指定する場所へ搬入するとき」の 1kg 当たり 6 円の手数料すら満たしていないことから、収集・運搬については無料の扱いとしているものと考えられ、収集・運搬に係る経費を実際に徴収しているケースは月平均 1,500kg 超の場合のみと考えられます。

なお、これらの定額及び従量制手数料による収集制度を市では「業態制度」と称してきましたが、一般的な用語ではないため、当審議会では今回の諮問に係る審議において「従量制手数料制度」と呼ぶこととします。

<現行手数料表>

取扱区分	手数料
(2) 事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	
ア 1月平均1,500キログラムを超えると	1キログラムにつき12円
イ 1月平均1,000キログラムを超え1,500キログラムまで。	月額6,000円
ウ 1月平均500キログラムを超え1,000キログラムまで。	月額3,000円
エ 1月平均300キログラムを超え500キログラムまで。	月額1,500円
(3) 市長の指定する場所へ搬入するとき。	1キログラムにつき6円

冒頭に記したように、逗子市では、法の予定する事業者自らの責任による事業系廃棄物処理ルールが条例上基本原則ではうたっているものの実際の取り扱いを含めて具現化しているとは言い難い状況にあります。

このことから原則の具現化をまず求めるべきであり、そのためには事業系廃棄物処理の今後の態勢整備が必要となることや、さらに市内事業所のごみ処理の実態把握と今後の対応のあり方について整理をしていく必要があると思われま。

また、市が事業系ごみを処理するに際し、現状ではごみ処理手数料が処理原価の約 1/4 と、低い負担率で設定されており、県内市町村の中でも最低レベルの額となっていること

から、原則に対する負担のあり方において、公平性が担保されているとは言い難く整理すべき課題となっています。

(2) 事業系ごみの排出者の現状

市内の事業所数は、事業所・企業統計調査によれば 1,821 事業所（平成 18 年）となっていますが、平成 21 年度現在、実際に活動している事業所としては、一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみ処理を委託する 97 事業所に、逗子市商工会会員リスト及び電話帳からの抽出等を元に実態調査を行った 1,463 事業所（うち、廃業・転居等 229 件）及び従量制手数料制度を利用する 11 事業所を加えた 1,571 事業所でほぼ全体を網羅しているものと考えられます。

これらの調査から、データが得られている 1,047 事業所のうち、他の方法との併用も合わせステーションに排出している事業者は 701 事業所で約 65 パーセントと多いものの、排出量としては、事業系ごみ全体の約 12 パーセントとなっており、市が処理している事業系ごみの多くの量が現状でも許可業者等により収集・運搬されていることがわかります。

しかし、家庭系ごみと一緒にステーションに排出されている事業系ごみについては、営業時間や市外在住従業者等の関係から家庭系ごみよりも多くのルール違反の排出が疑われ、カラス被害でごみが散乱したステーションなどには通常家庭で排出される量を超える生ごみなどが原因となっているような事例が見られることがあります。

また、12 パーセントと全体からすれば少量とはいえ、処理原則から外れる事業系ごみの取り扱いを増やさないためにも、現在、市の担当部署では法の趣旨を踏まえ、新たな出店等の際に相談があれば排出量にかかわらず許可業者等を紹介しており、事業者責任による廃棄物処理を誘導している実態があります。

なお、事業系一般廃棄物（ごみ）を市が有料で無制限に収集・運搬する仕組みとしての従量制手数料制度は、利用者が平成 21 年度からさらに減り、平成 22 年度現在で 10 事業者とごく少数となっています。

従量制手数料制度は、本来一定量の事業系一般廃棄物（ごみ）を排出する事業者に対し一定のコストの負担を求めるための制度ですが、手数料の算出根拠となる排出量の算定を自己申告によって行っており、かつ既に記したように収集・運搬に係るコストがほとんど手数料に含まれていないため、従量制手数料制度を利用する事業者と許可業者に委託する事業者との間の不公平さが顕著となっています。

このほか、条例の規定により、1 日のごみの平均排出量 50kg 以上など多量の事業系一般廃棄物（ごみ）を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対しては「減量化及び資源化計画書」の提出を義務付けており、調査では 1,047 事業所のうち 53 事業所が該当しています。

(3) 中間処理及び最終処分における現状と課題

事業系ごみの中間処理及び最終処分は、条例で市が処理することができるとしており、

既に示したとおり「市長の指定する場所へ搬入するとき」として、1kg 当たり 6 円のごみ処理手数料が規定されています。逗子市ではこれらごみ処理手数料等の見直しが長期にわたり行われていないこともあり、原価に対する事業者の負担額が低廉で近隣自治体に比べても低レベルの額となっており、結果として税からの過度な補填がなされていることになっています。

本来処理原価に対し事業者が個別に負担すべきコストについて、税の形で市民全体で負担していることに合理的なあるいは政策的な理由があるのかが整理されないまま、実態として継承されてきているのです。

また、法的には産業廃棄物に該当させるべき一部の廃棄物の取り扱いが曖昧となっているため、結果として負担の公平性の問題と共に現実的な問題としても焼却施設や最終処分場への負荷を増大させることとなっています。

これらのことから、事業系ごみの範囲と市のサービスの対象について、明確な基準を示し、それぞれ適正な負担を求めるべきであると考えます。

2. 事業系ごみの扱いについての基本原則について

(1) 事業者責任による廃棄物処理原則の徹底を図ることについて

これまで見てきたような現状や課題を踏まえ、今後逗子市が取り扱う事業系ごみについては、排出事業者自らの責任による処理を基本原則としつつ、実態および処理の態勢の整備状況を加味して、現実的で合理的な制度を構築すべきものと考えます。なお、市の事業によって排出される事業系ごみについては、市の事業の一環として取り扱うのが適切であるものと考えます。

まず、事業系一般廃棄物（ごみ）については、市では収集・運搬しないことを原則とし、中間処理及び最終処分については、適正な手数料を徴収することにより、処理するのが適切と考えます。

また、産業廃棄物については、市では収集・運搬・処分しないことを原則とします。ただし、現行条例にも規定する有毒有害物質を含まないなど安全性等への配慮を前提に、後に記述する規定に基づき、少量排出事業者の産業廃棄物については、品目を限定し引き続き市で収集・運搬・処分を行うとともに、それ以外の事業者で多量排出事業者に該当しない事業者の産業廃棄物についても、品目を限定し、当面、市の施設で処分できるものとするのが適切と考えます。

これら、事業系一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の取り扱いの変更については、関連する条例・規則を改正することで明確化していくべきであると考えます。

(2) 市による事業系ごみの収集・運搬について

既に示したように、事業系一般廃棄物（ごみ）は、市では収集・運搬しないことを原則とすることから、現行の従量制手数料制度は廃止すべきであると考えます。

ただし、現行制度の廃止に伴い、従来無料でステーションに排出してきた事業者を含む

全ての事業者のうち、ごみの内容及び量が、家庭系ごみと同様の少量排出事業者については、直ちにごみステーションに排出できなくするというのではなく、例規に例外規定を設けステーションへの排出を認めるものとします。

新たに規定することとなる少量排出事業者の規模や要件は、他市の例も参考とし、ごみの排出量や従業者数等を勘案して規定すべきです。その際、全事業所の排出量を市が正確に把握することが困難であることから、新たな基準が自己申告に基づくことで不公平・不公正な制度とならないよう、ごみ排出量のみを基準とすることはやめ、一義的には業種や従業者数といった客観的に把握可能な要件をまず設けるべきであり、その上で排出量での切り分けを図るべきであると考えます。

排出量については、家庭系ごみと同様である前提からすれば、他市で基準とする排出量の日量平均が1kg未満（月平均30kg未満）という基準は、市民一人1日当たりの排出量が約1kgであることから理にかなっています。この量を基準に平成21年度事業所排出実態調査に当てはめると、該当するのは424事業所となり、数からすれば逗子市全体の約41パーセントとなるものの、事業系一般廃棄物の排出量全体からすれば約1パーセントであることからしても、制度の現実的な見直し案を設計する上で妥当な基準であるものと考えます。

なお、現行の制度上無料排出が認められている月平均300kg以下の事業所は、この4割程度が新たな基準では対象外となるものと考えられます。これら事業者は、新たな負担が発生することとなりますが、原則の具現化の観点からは、例外での取り扱いは限定的であるべきと考えます。

また、市内に多く存在する零細事業者については、その育成・支援が商工振興策として必要となるとしても、基本的には廃棄物処理とは別の課題として検討されるべきであり、家庭系ごみと同質のごみを排出する少量排出事業者以外は、事業規模が零細であることをもって例外規定を設けることは適切ではないと考えます。

ただし、この制度改正により、従来無料でステーションに排出していた事業者について、新たな基準ではステーションに排出できない事業者の自己搬入あるいは許可業者による搬入への切り替えの負担を軽減させる経過的な仕組みは、他市の事例を参考として、検討し、提案をしておく必要はあるものと考えます。

なお、家庭系ごみを有料化している他市においては、事業系ごみの排出事業者向けにも有料の収集・運搬制度が設けられている場合があります。逗子市においても家庭系ごみの有料化を実施するに際しては、事業系ごみの収集・運搬制度についてコスト負担のあり方を含め改めて基準作りを行う必要があるものと考えます。

以上のように、現行条例では、事業者自らの責任による廃棄物の適正処理をうたいながら、別表により「事業活動に伴って排出するごみを継続して市が収集し、運搬し、及び処分するとき」と規定した従量制手数料制度を設け、同時に月平均300kg以下の排出については言及されていないため無料で排出できる根拠となっています。したがって、現行条例の基本原則を生かしつつ、少量排出事業者の例外規定を条例本則に但し書き等で追加し、別表からは事業系の従量制手数料表を削除することで、市による事業系一般廃棄物（ごみ）の

収集・運搬は原則行わないことを条例改正により明確に規定する必要があります。

(3) 市の事業の対象とできる産業廃棄物について

市の裁量に取り扱いが委ねられている産業廃棄物については、老朽化する市の施設で中間処理することでの負担や逼迫する最終処分場の現状からも排出事業者の責任の下での処理を求め、限定的に指定する以外の産業廃棄物の市による処分は可能な限り行わないこととすべきです。

ただし、少量排出事業者については、家庭系ごみと同質のごみとしてステーションへの排出を認め、新たに品目を限定し、市が収集・運搬・処分できる産業廃棄物として例規を整備すべきと考えます。

また、少量排出事業者には該当しないものの、多量排出事業者にも該当しない事業者の排出する産業廃棄物については、新たに品目を限定し、当分の間、市の施設で中間処理及び最終処分を行うことができるものとして例規を整備すべきと考えます。

現行の指定品目である建設業に係る紙くず、木くず及び繊維くずは、災害時等緊急の際の対応については規定するとしても、通常取り扱いとしては縮小・廃止を行うこととすべきです。

(4) 収集・運搬における許可業者の活用について

事業者自らの責任による事業系のごみ処理を基本原則とした場合は、自己搬入を行えない事業者向けに許可業者（ここでは、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は産業廃棄物収集運搬業許可業者をいう。）の活用を誘導する必要があります。

現状では、市内に本拠を置く許可業者は少数ですが、近隣自治体を活動拠点とする業者の参入を含め許可業者による収集・運搬の取り扱い可能量は市内排出事業者の需要を十分満たしうるものと考えられます。しかし、将来の需用予測との関係などで供給側の対応が期待通りでないような状況があれば、市による支援策について改めて検討する必要性が生じる可能性があります。

なお、従来一般廃棄物並みに扱っていた廃棄物が産業廃棄物の扱いとなった場合は、これらを引き続き扱うことができるよう、現在一般廃棄物収集運搬業許可のみ取得している業者について産業廃棄物収集運搬業許可についても取得するよう市で指導し、態勢整備について配慮することが必要となります。

(5) 事業系ごみを市が中間処理及び最終処分を行う場合の費用負担のあり方について

事業系一般廃棄物（ごみ）については、最終処分を含む処理原価及びその見込額を基に手数料を設定すべきと考えます。ただし、現行制度、負担の程度、近隣自治体の手数料などを考慮して当面は近隣自治体並みの額に改定するなど段階的な適用についても配慮する必要があるものと思われま。その際は、処理原価等から一定割合を減じた額を手数料とすることとなりますが、将来的には処理原価等に合わせた手数料とすることを目指し、そ

の根拠となる積算については一定の間隔で常に見直しを行うこととすべきです。

産業廃棄物については、最終処分を含む処理原価及びその見込額を基に処分費用を設定することが原則となります。

家庭系ごみの持ち込みについては、現行の処理施設が家庭系ごみの持ち込みを想定した体制・構造となっていないため、事業系一般廃棄物（ごみ）と同じ扱いとし、特段の減額措置を採用する必要はないものと考えます。

燃やすごみの減量化に資するため、従来燃やすごみとしてピットに投入していた持ち込みによる植木ごみについては、試行の始まっているチップパーによる植木剪定枝のチップ化作業場への荷降ろしを積極的に行ってもらよう事業者を指導するとともに、その誘導策として通常のごみ処理手数料よりも安価となるチップ化処理手数料を設定することで動機付けを図ることが有効であると考えます。

（6）ルール違反を出さない方策の検討

ルール違反を出さない公平・公正な制度とするためには、制度に関わる対象の実態を常に把握しておくことが肝要となります。このことから、少量排出事業者以外の事業系ごみの排出の実態を把握するため、事業者ごとの処理内容について、許可業者からの届出及び自己搬入する事業者のデータベース化を図ることにより排出実態のチェック体制を整える必要があります。

また、受託業者である許可業者のみならず委託元となる排出者自体にも、排出内容を含めルールに従った適正なごみ処理を求めていくことが重要です。

そのためには、商工会や商店会連合会など商工団体の協力を得るほか、排出者への説明会など、周知徹底を期するための直接啓発活動やPRを実施することにより、事業系ごみをステーションには出せないことの周知を、事業系ごみの排出抑制の努力を求めると共に徹底する必要があります。

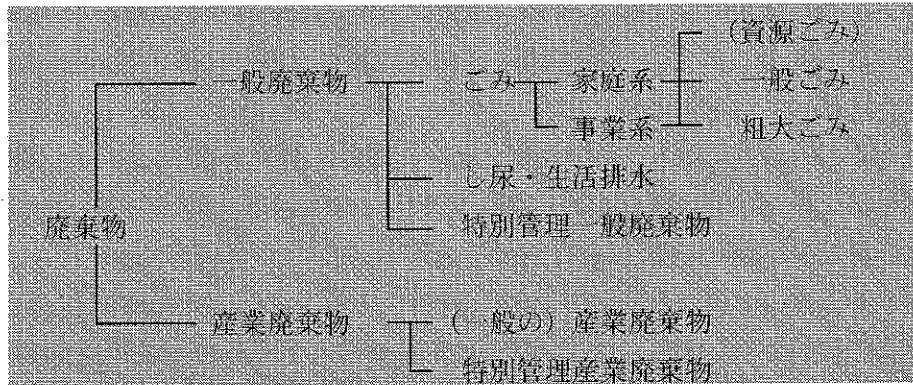
なお、零細事業者等に対する許可業者への共同委託制度や民間による指定袋制などの負担軽減策の検討・提示など廃棄物処理に係る相談・支援を実施すること、また、必要であれば許可業者による協同組合設立に向けた支援をすることなどにより、事業者自らの責任によるごみ処理の徹底に資する態勢整備を図ることも併せて検討すべきです。

また、事業系ごみに関わる当事者の規律に期待するのみでなく、第三者の立場からのルールの確立を支援する仕組として、廃棄物減量等推進員を始め、地元町内会自治会等地域住民の協力を仰ぐことで違反行為の発生抑制に努めることも大事な要素となると考えます。

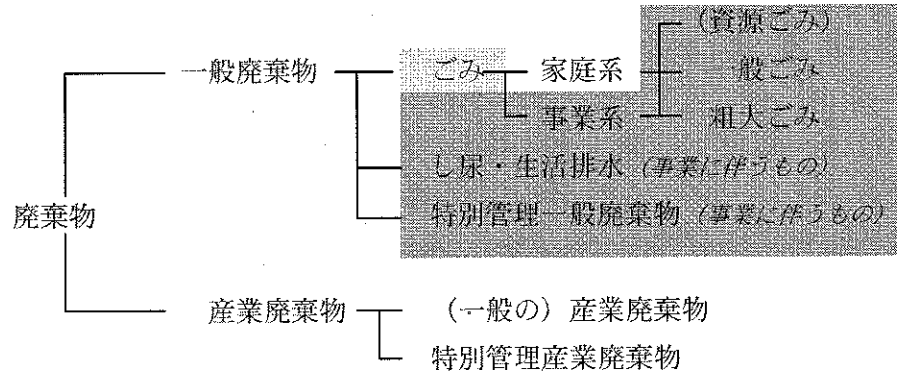
ただし、ルール違反者への対応については、当面、罰則規定を設けることなく、粘り強く指導・協力要請を行うことで、事業者の理解の元での排出抑制も含めたルールが確立できるよう取り組んでいくべきであると考えます。

注：用語の意味（それぞれ網掛け部分を指す）

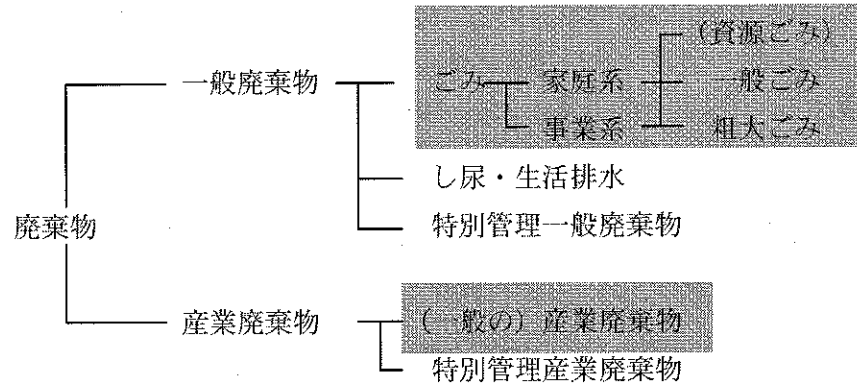
1 廃棄物



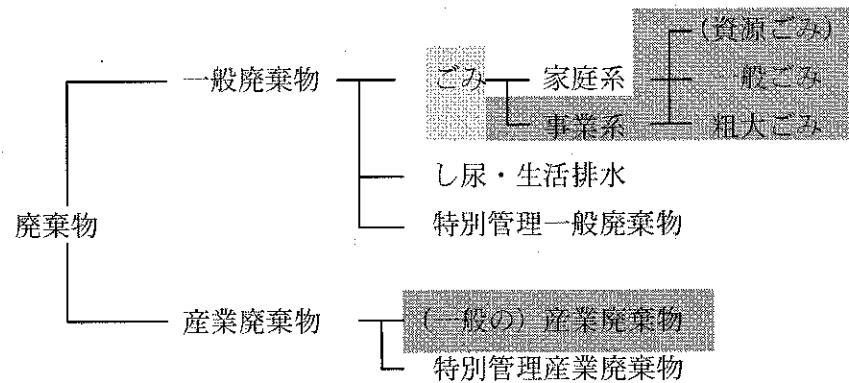
2 事業系一般廃棄物



3 ごみ

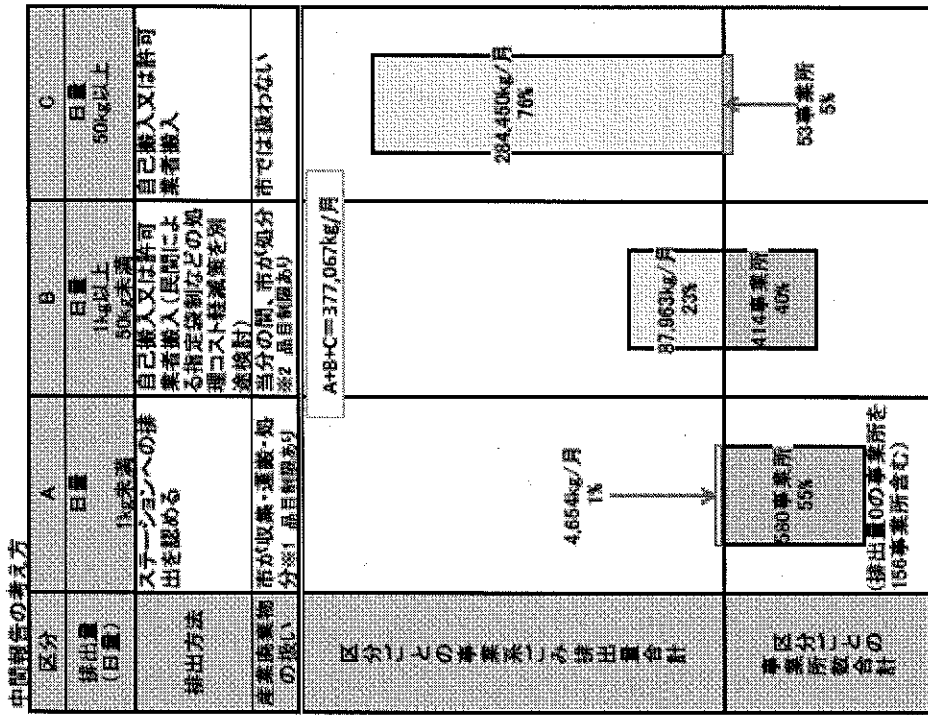
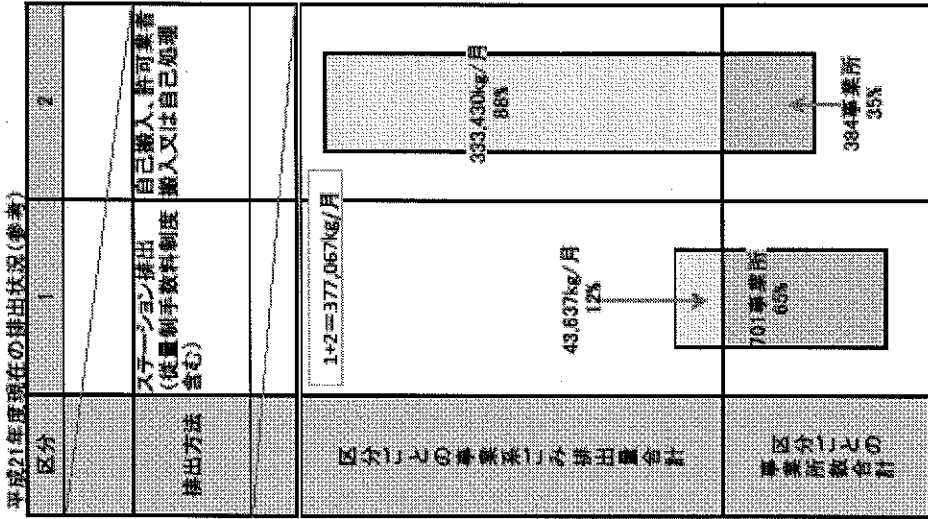


4 事業系ごみ



注記：「ごみ」については一般廃棄物に限定しての使い方もあるが、本報告では、「一般廃棄物と産業廃棄物の固体状のものから、特別管理廃棄物を除くもの」を「ごみ」と記述することにした。

市が収集・運搬・処分する事業系ごみについての中間報告での考え方



※1 廃プラ、コムくず、金属くず、ガラスくずに限る
 ※2 廃プラ(容器包装プラスチック)、金属くず(アルミ缶・スチール缶)、ガラスくず(空きびん)に限る

